

公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド 国際理解教育事業等に対する補助金給付規程要項

公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンドは、青少年の健全な育成を目的に、山形県立米沢東高等学校の在校生で海外研修を行う生徒及び山形県置賜地区において団体及び個人を問わず国際理解教育の向上発展に寄与する事業を対象に、「公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド国際理解教育事業等に対する補助金給付規程」により補助金の給付を行うが、その実施について必要な事項を以下のとおり定める。

事 業	在校生の海外研修支援事業	国際理解教育の向上発展に寄与する事業
資 格	本年度中に海外研修を予定している生徒とする（家族旅行は除く）。 個人で参加する語学研修などの他、国や自治体等が実施する派遣事業についても支給対象とする。なお、派遣事業の場合、選考から漏れた際は応募を取り消すことも可能とする。	事業内容が次のすべての事項を満たすこと。 ・ 事業の目的が補助金の趣旨に沿っているもの ・ 非営利の団体による非営利の事業であること ・ 特定の政治活動または宗教的な活動を目的とした事業でないこと ・ 企画内容が十分に実現可能なもの ・ その他、理事長が必要と認めたもの
件 数	若干名	2 事業以内
給付額	自己負担額の 8 割以内かつ一人当たりの上限を 40 万円とし、事業総額は 80 万円以内とする。 ※ 申請額が 80 万円を超える場合は、選考の上、対象者及び支給額を決定する。なお、80 万円に満たない場合はそれを奨学資金給与に回すことができるものとする。	事業総額は20万円以内とする。
提出物	①海外研修支援申込書(様式有り) ②作文(テーマは指示する)	①応募用紙(様式有り) ②事業計画書(様式有り) ③事業の予算書(形式は自由)
応 募	○応募期間：第1次＝5月末日，第2次＝6月末日，第3次＝随時 ※限度額に達した場合、それ以降の募集を行わないことがある。 ○応募方法：応募書類を国際理解教育担当教員に提出する。	○応募期間：5月1日から6月末日まで ○応募方法：応募書類を郵送又は直接事務局（県立米沢東高等学校事務室）へ届ける。
報告書	研修終了後1か月以内に研修報告書を提出するとともに、事後報告会など研修成果の還元に努めるものとする。	事業終了後1か月以内、または交付の翌年の2月末のうちどちらか早い方の期日まで、事業報告書及び決算書（会計監査がなされていることが示されているものが望ましい）を提出する。
その他	○審査及び通知：原則として7月上旬に事業審査会を行い、7月中旬に採用決定を通知する。 ○事業等の変更及び中止 ・ 事業の実施について、期日や内容等の変更がある場合は、速やかに事務局まで報告し、指示を受けること。 ・ 変更の内容により、給付した補助金の一部または全額を返金してもらう場合がある。 ・ 事業を中止した場合は、給付した補助金の全額を返還していただく。	